

(報告事項ウ)

保有個人情報の目的外利用について

1 趣旨

松本市個人情報保護条例（令和４年条例第３８号。以下「条例」という。）第６条第５号に規定する保有個人情報の目的外利用について、その概要を報告するものです。

2 目的外利用の概要

個人情報取扱事務等の名称	情報取扱所管課 (情報を利用させる又は提供する課等)	情報を利用する又は提供を受ける課等	利用させる又は提供する個人情報の内容	情報を利用させる又は提供する目的	情報取扱所管課の判断
国民健康保険税の軽減判定業務	財政部 市民税課	健康福祉部 保険課	確定申告をした者の課税に伴う所得情報	国民健康保険税の軽減判定に用いる繰越損失額（純損失）を算出するため。	保有個人情報を利用することに相当の理由があると判断し、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用させる。
社会福祉法人等利用者負担軽減判定業務	財政部 市民税課	健康福祉部 高齢福祉課	・被扶養状況及び扶養者の課税情報等 ・他市扶養状況及び扶養者の課税情報等	社会福祉法人等利用者負担軽減制度の軽減対象とする要件の一つである「負担能力のある親族等に扶養されていないこと」を確認するため。	保有個人情報を利用することに相当の理由があると判断し、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用させる。

個人情報取扱事務等の名称	情報取扱所管課 (情報を利用させる又は提供する課等)	情報を利用する又は提供を受ける課等	利用させる又は提供する個人情報の内容	情報を利用させる又は提供する目的	情報取扱所管課の判断
生活保護世帯所得調査業務	財政部 市民税課	健康福祉部 生活福祉課	生活保護を受給したことがある世帯の課税台帳の内容	生活保護世帯所得調査を実施するため。	保有個人情報を利用することに相当の理由があると判断し、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用させる。
国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料賦課決定業務	財政部 市民税課	健康福祉部 保険課 保険税担当	市県民税賦課期日後に海外から転入した者について提出されている給与支払報告書や確定申告書等の課税資料の内容	市県民税賦課期日後に海外から転入した、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の加入者および関係者について国内源泉所得を把握し、適正に保険料を賦課するため。	保有個人情報を利用することに相当の理由があると判断し、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用させる。